

宝塚市こども計画
たからっ子「育み」プラン(素案一部)

令和7年(2025 年)〇月

宝塚市

はじめに

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の期間	2
第2章 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く動向	3
1. 宝塚市の概況	3
第3章 計画の基本的な考え方	8
1. めざすまちの姿	8
2. 子ども施策を推進する上での共通の視点	9
(1) こどもまんなか社会の実現	9
(2) 時代にふさわしい行財政経営の推進	11
3. 施策体系	12
第4章 施策の展開	13
施策1 すべての子どもと家庭への支援	15
施策2 子育てと仕事の両立支援	23
施策3 教育環境の整備	29
施策4 安全・安心の環境づくり	37
施策5 家庭や地域の子育て力・教育力の向上	41
施策6 子どもの社会参加の促進	45
成果指標の設定	51
第5章 子ども・子育て支援事業	52
1 教育・保育	52
(1) 提供区域	52
(2) 量の見込みと確保方策	52
2 地域子ども子育て支援事業	52
3 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組	52
第6章 計画推進に向けて	53
1 計画の推進体制	53
2 計画の進行管理	53
資料	54
1 計画の策定体制と経過	54
2 子ども・若者等へのアンケートの主な結果	54
3 子ども・若者ワークショップ	54
4 前計画の評価	54
5 その他（国の主な制度改革、関係法令・条例等）	54

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、子ども施策の総合的な計画として、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とする第2次宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子「育み」プランを策定し、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5カ年を後期計画期間と位置付け、様々な子ども施策を推進してきました。

令和5年（2023年）4月1日には、こども基本法が施行され、「日本国憲法、児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進していくこととされました。

こうした中、本市の子ども・若者や子育て支援において依然として残る諸課題や国の制度改革等に対応し、引き続き、子ども施策の総合的な推進を図っていくため、宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（以下「たからっ子「育み」プラン」という。）を策定するものです。

<「こども大綱」と「市町村こども計画」>

こども基本法第9条第1項において、政府はこども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下、「こども大綱」という。）を定めなければならないとされており、令和5年（2023年）12月22日に「こども大綱」が策定されました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねた形で策定されており、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などが一元的に定められています。

また、こども基本法第10条第2項において、市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めることとされました。

【補足】

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものです。

一方、平成19年（2007年）4月1日に施行した宝塚市子ども条例では、「子ども」とは「18歳未満の者をいう。」としています。

そのため、本計画書ではこども基本法やこども大綱から引用している部分は「こども」の表記、それ以外は「子ども」「若者※1」の表記を使用しています。

※1 若者

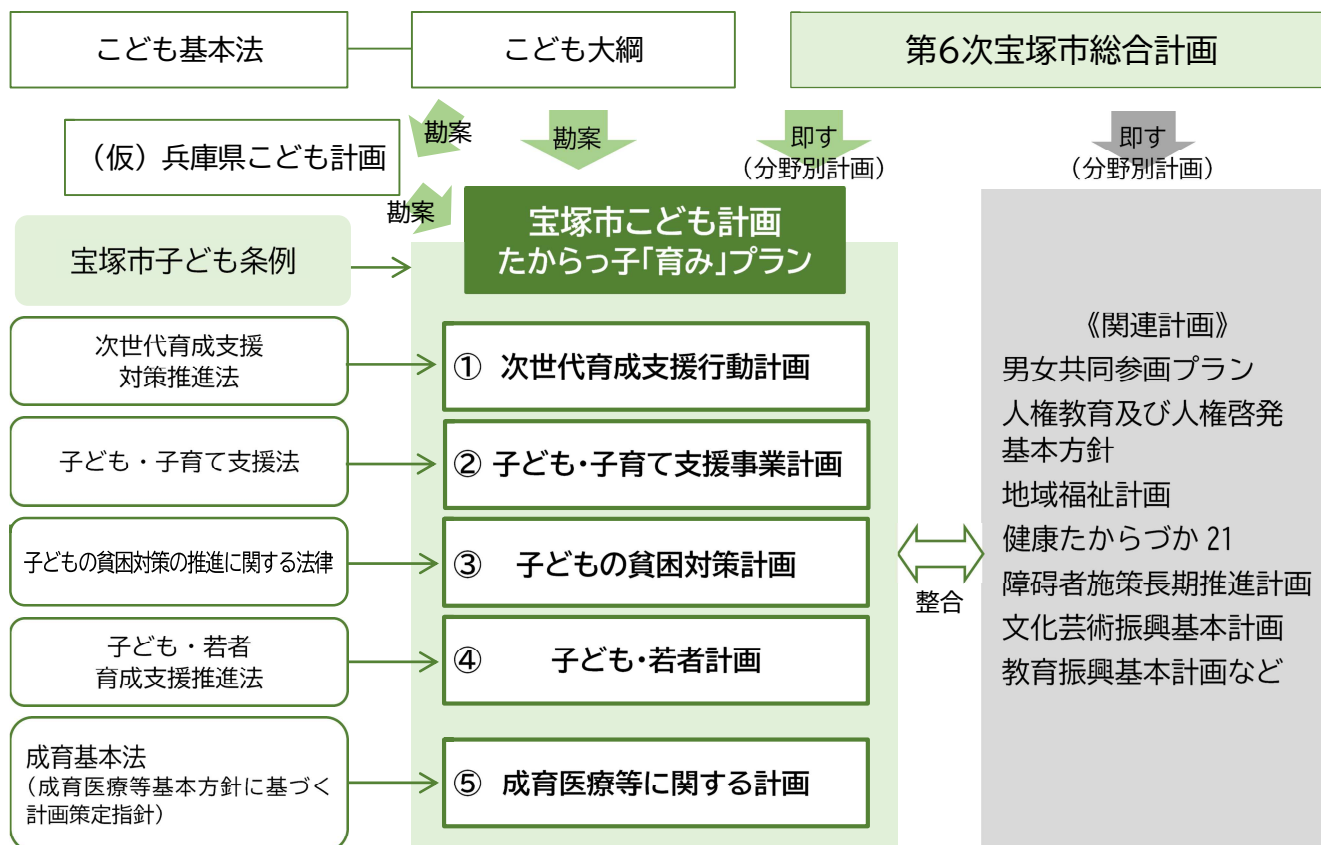
本計画書では、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満の者を指す。施策によっては40歳未満の者も対象。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」及び宝塚市子ども条例第 16 条第 1 項に基づく「行動計画」として、以下 5 つの各法等に基づく計画を包含しています。

策定にあたっては、こども基本法に基づく「こども大綱」や本市の最上位計画である「第 6 次宝塚市総合計画」のほか、(仮)兵庫県こども計画や本市の各分野の関連計画等との調整・整合を図りながら策定しています。



(2) 計画の期間

令和 7 年度 (2025 年度) から令和 11 年度 (2029 年度) までの 5 年間を計画期間とします。なお、目まぐるしい子ども・若者を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン				

第2章 子ども・若者と子育て家庭を取り巻く動向

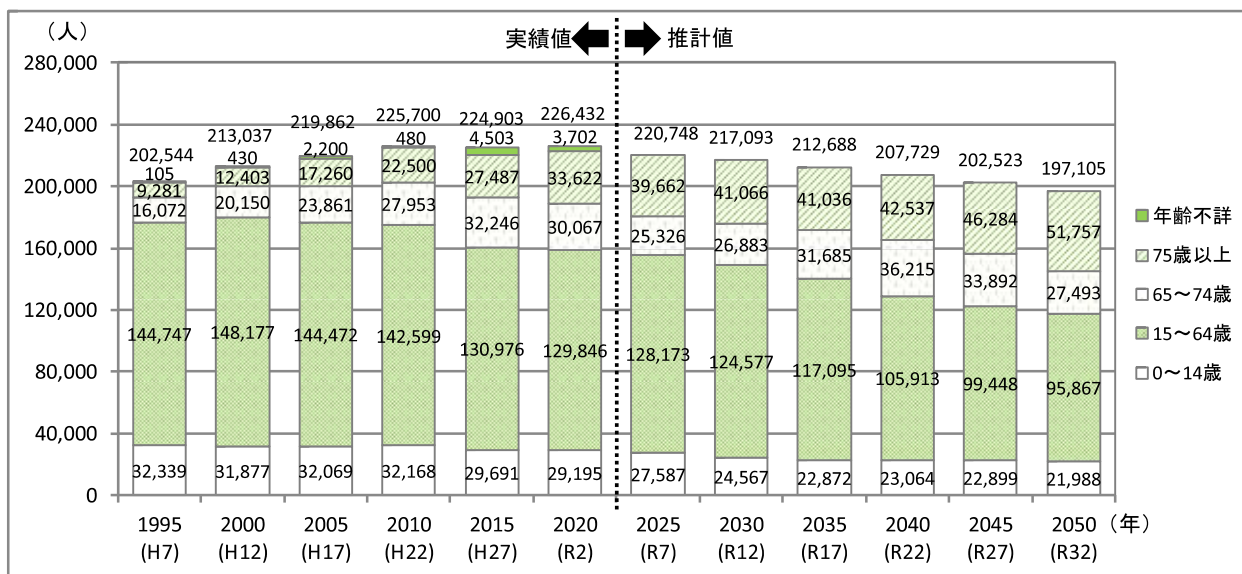
1. 宝塚市の概況

① 人口

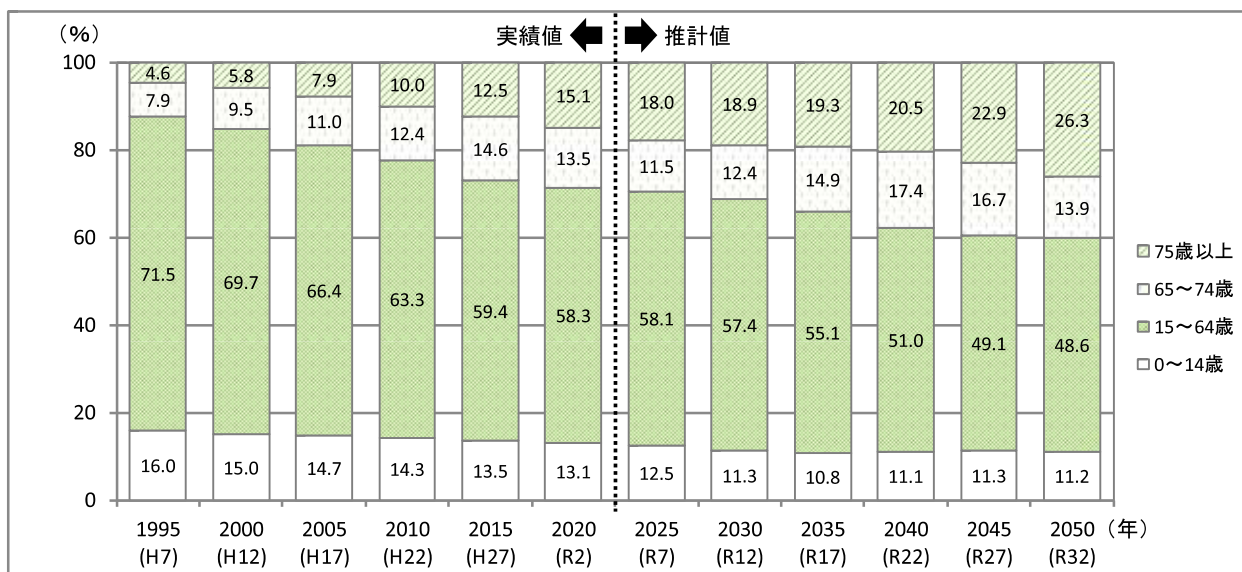
宝塚市の令和2年(2020年)の総人口は226,432人で、令和7年(2025年)以降は減少していく推計となっています。

年齢区分別人口構成比は、0～14歳と15～64歳の割合が減少傾向にあり、年少人口では0～4歳は平成17年(2005年)以降、5～9歳は平成22年(2010年)以降、減少が続いています。

◆人口の推移◆



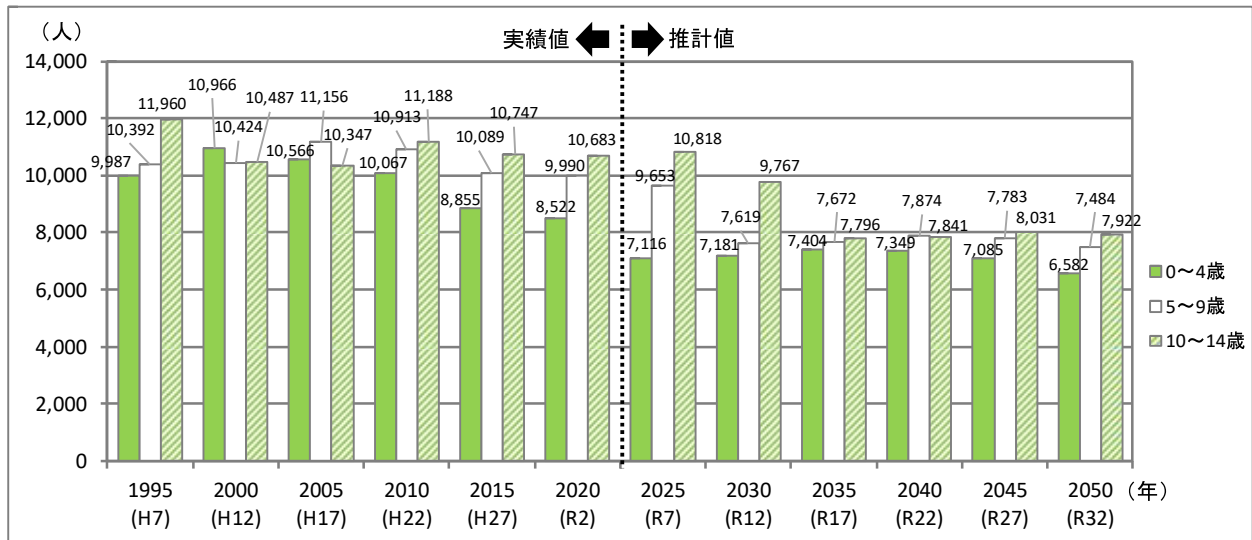
◆年齢区分別人口構成比の推移◆



注：令和2年までは国勢調査の実績値、令和7年～令和32年までは国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計値（出生中位・死亡中位仮定）。平成7年～令和2年の人口構成比は年齢不詳を除いて算出。

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年12月推計）

◆年少人口の推移◆



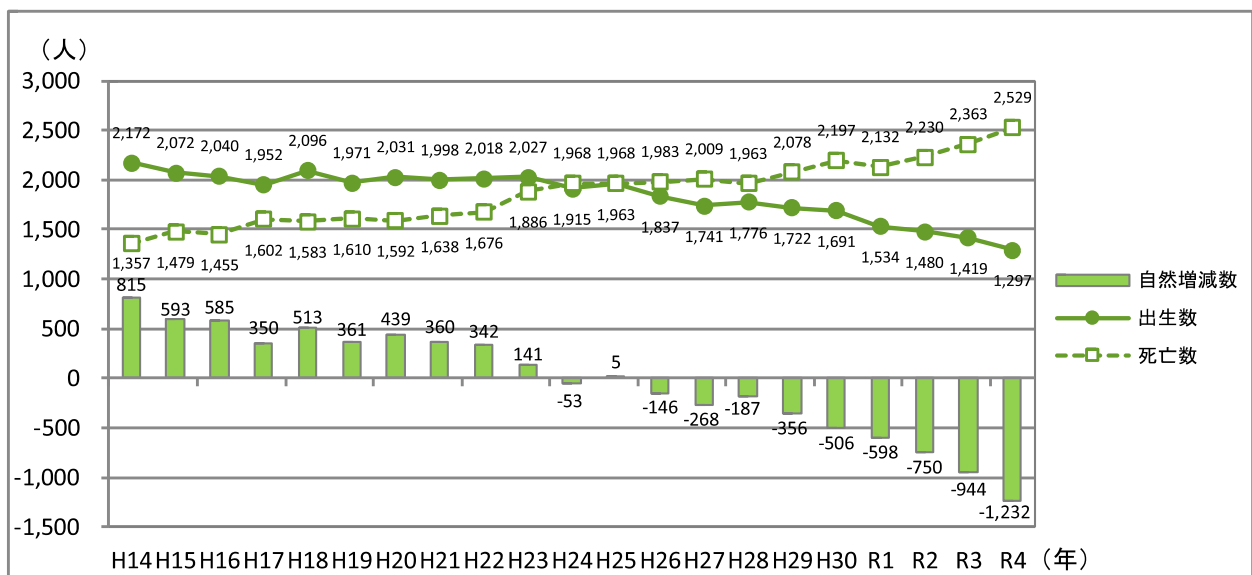
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和 5 年 12 月推計)

② 自然動態

自然動態では、平成 23 年(2011 年)までは自然増で推移していましたが、平成 24 年(2012 年)にはマイナスとなり、自然減が進んでいます。

令和 2 年(2020 年)の宝塚市の合計特殊出生率は 1.37 で、全国より高く兵庫県より低くなっています。

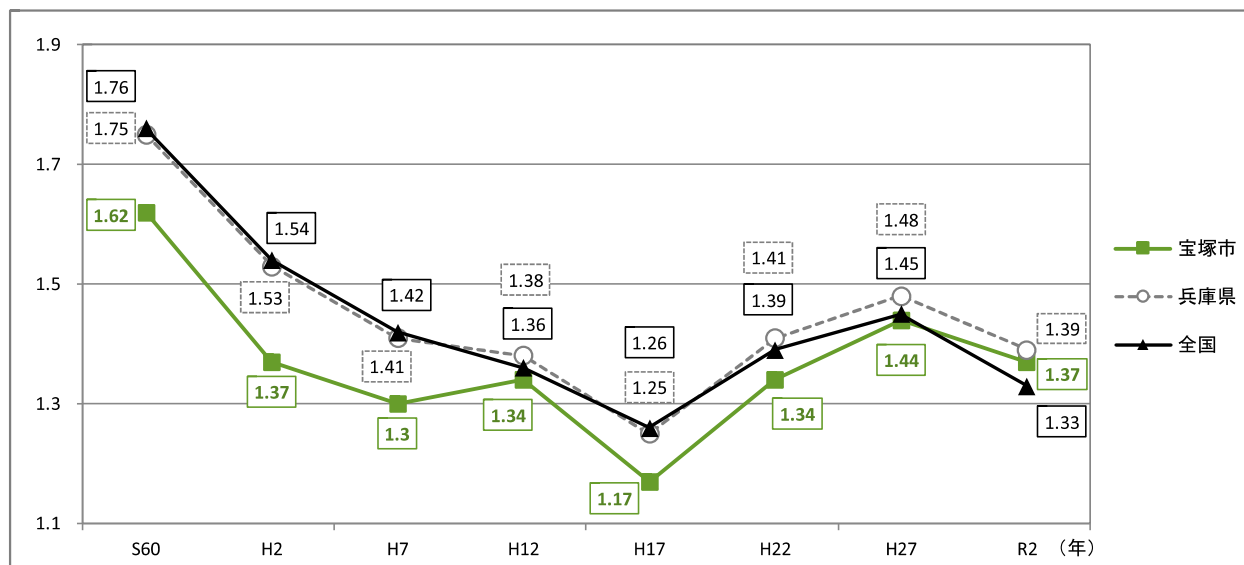
◆自然動態の推移◆



注：住民基本台帳に基づく自然増減。

資料：宝塚市統計書(各年 1 月 1 日～12 月 31 日)

◆合計特殊出生率の推移◆



注：合計特殊出生率＝{年間の母の年齢別出生数÷年齢別女子人口}15～49歳までの総和

年間の母の年齢別出生数：各年1月1日～12月31日の出生数。

分母となる年齢別女子人口：国勢調査による各年10月1日現在の人口。（昭和60～平成7年は総人口（外国人を含む）、平成12年は日本人人口（不詳を除く）、平成17～22年は年齢・国籍不詳をあん分した日本人人口（兵庫県情報事務センターであん分）、平成27年は年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）の日本人人口（国であん分）、令和2年度は国勢調査に関する不詳補完結果の日本人人口。

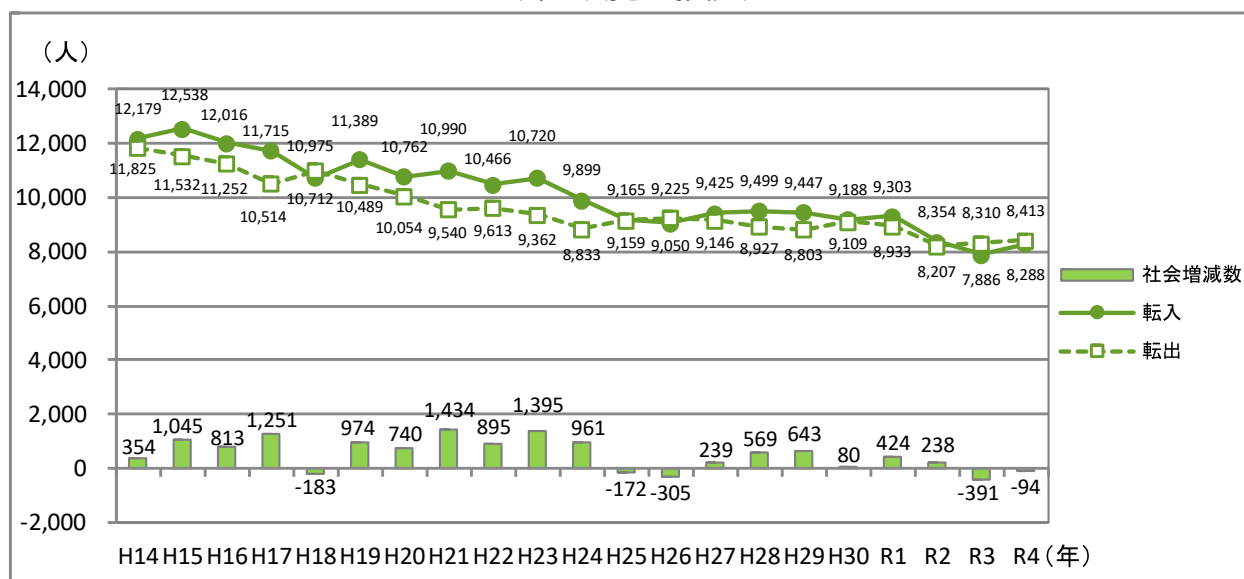
資料：兵庫県「保健統計年報」

※合計特殊出生率：一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す。

③ 社会動態

社会動態では、令和2年（2020年）まで概ね社会増で推移していましたが、転入数は減少傾向にあり、令和4年（2022年）は社会減になっています。

◆社会動態の推移◆



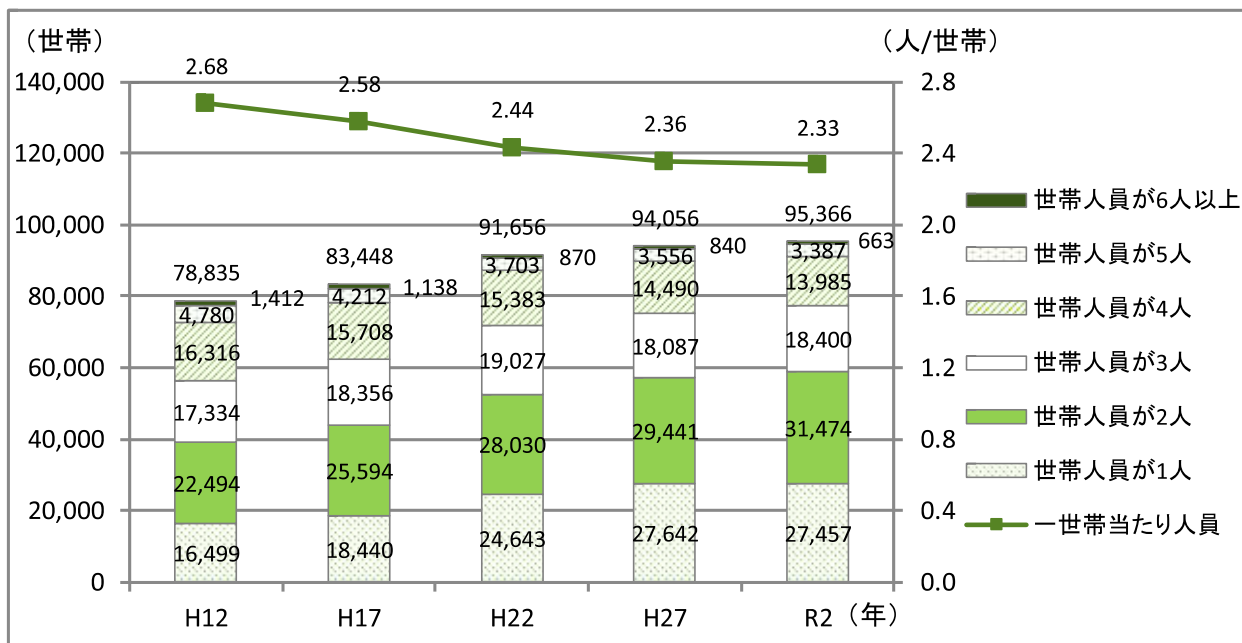
注：住民基本台帳に基づく社会増減。社会増減数には、転入・転出以外の増減要因であるその他増減（職種記載・削除、転出取り消しなど）が含まれています。

資料：宝塚市統計書（各年1月1日～12月31日）

④ 世帯

一般世帯数は増加傾向にあります、一世帯当たり人員数は減少傾向にあります。

◆一般世帯の推移◆



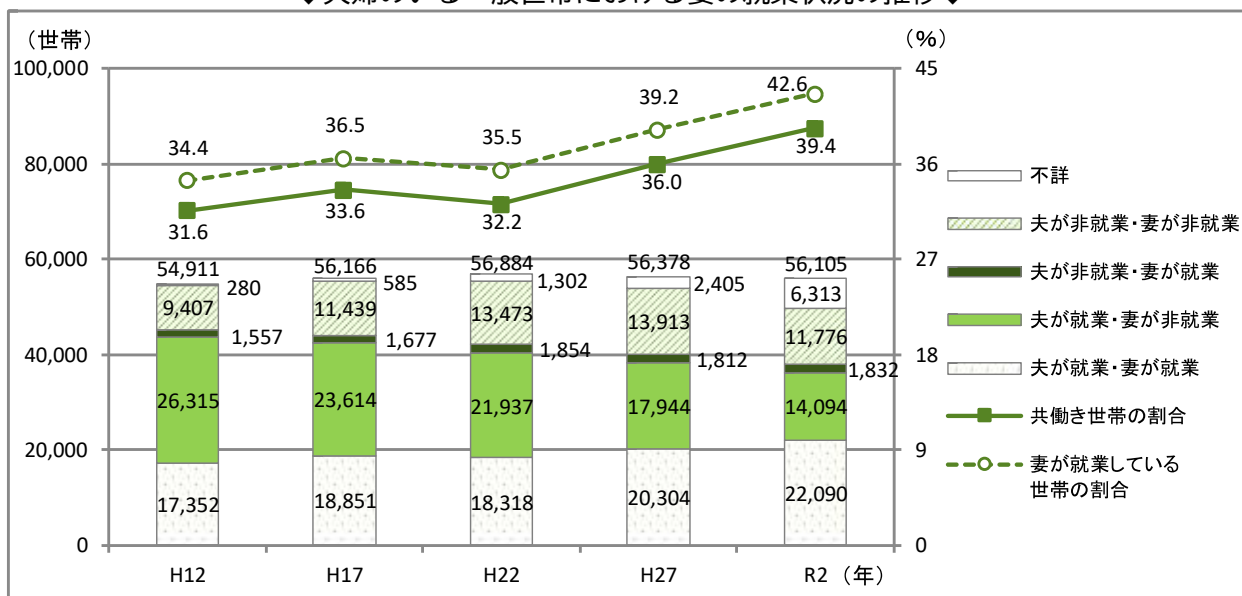
資料:国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

※一般世帯:一般世帯とは、次のものをいう。(1)住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。(2)上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

⑤ 就業

共働き世帯の割合、妻が就業している世帯の割合は、平成 22 年(2010 年)まで横ばいでしたが、平成 27 年(2015 年)以降は増加傾向にあります。

◆夫婦のいる一般世帯における妻の就業状況の推移◆



資料:国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

⑥ 婚姻の状況

令和2年(2020年)は25～29歳の男女ともに約7割が未婚となっています。また、平成12年(2000年)に比べると、全ての年齢層で未婚率が上がっています。

◆未婚率の推移◆

	男性(%)					女性(%)				
	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
25～29歳	66.8	70.2	71.4	71.5	71.0	55.6	62.3	66.2	68.0	68.2
30～34歳	33.6	39.1	42.6	40.7	38.8	25.3	30.4	34.7	36.5	34.1
35～39歳	18.4	21.6	29.2	28.1	26.0	15.2	17.9	21.9	23.6	22.5
40～44歳	11.4	14.6	21.3	22.5	21.8	10.2	13.2	16.8	18.3	18.5
45歳以上	3.7	4.6	7.0	7.6	9.6	5.0	5.7	7.1	7.9	9.2
15歳以上	27.9	26.2	26.9	25.4	25.8	25.5	24.1	23.9	23.5	23.9

注：国勢調査では「15歳以上人口に占める未婚者数の割合」を全体(総数)の未婚率としている。

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

第3章 計画の基本的な考え方

1. めざすまちの姿

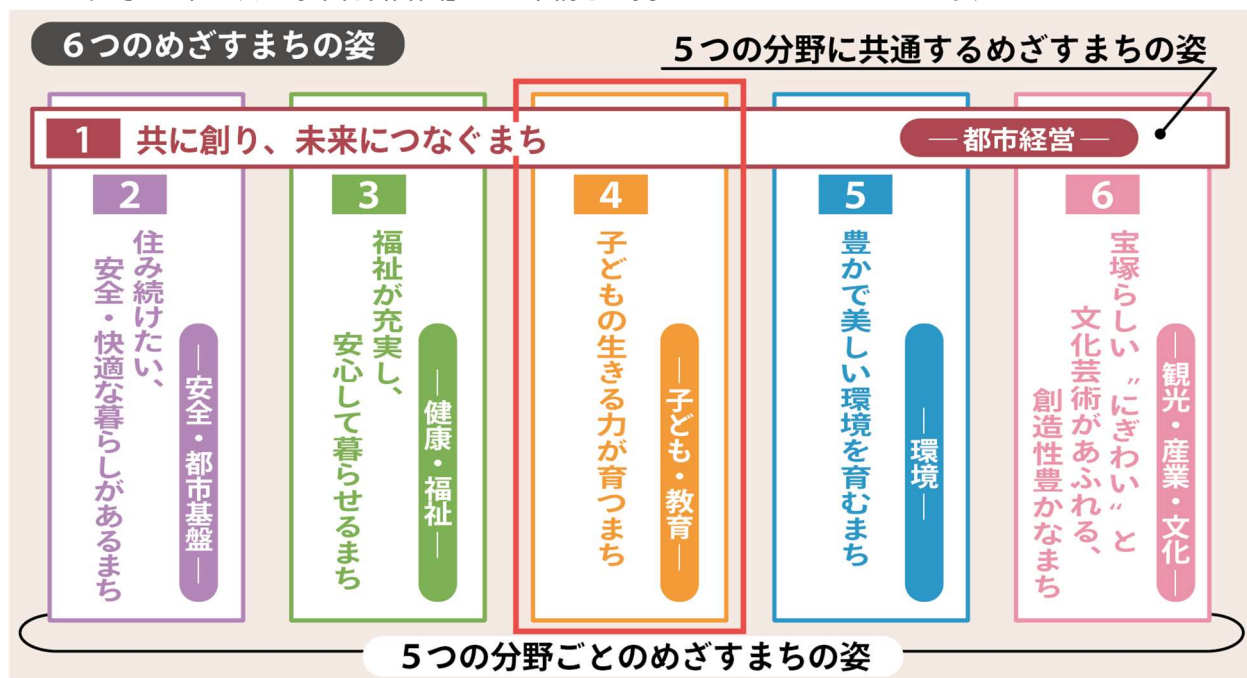
子どもの生きる力が育つまち

- ◆ 意見表明も含めた子どもの権利が守られ、子どもの最善の利益が実現できている。
- ◆ 子どもが、豊かな自然や文化芸術に触れ、他の世代や地域・社会と関わり、たくさんの遊びや学びを経験し、心豊かに成長している。
- ◆ 妊娠期からの切れ目ない支援により、家庭環境や経済状況に関わらず、誰もがゆとりを持って、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っている。

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までを計画期間とする本市の最上位計画「第6次宝塚市総合計画※1」の基本構想において、上記のとおり【児童福祉・青少年育成】の施策分野におけるめざすまちの姿を掲げていることから、たからっ子「育み」プランにおけるめざすまちの姿としても踏襲し、一体的に計画を推進します。

※たからっ子「育み」プランは、第6次宝塚市総合計画において、【児童福祉・青少年育成】の施策分野の「関連する主な分野別計画※2（分野別マスタープラン）」として位置付けられています。

参考：「第6次宝塚市総合計画」の基本構想に掲げる6つのめざすまちの姿



※1 第6次宝塚市総合計画

総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための計画であり、市民と行政によるまちづくりの方向性を示すもの。本市が定める計画の最上位に位置し、基本構想、基本計画、地域ごとのまちづくり計画で構成される。なお、基本構想は、宝塚市議会の議決事項となっている。

※2 分野別計画

行政分野ごとの計画。本たからっ子「育み」プランをはじめ、都市計画マスタープランや教育振興基本計画、環境基本計画など、様々な分野別計画がある。

2. 子ども施策を推進する上での共通の視点

(1) こどもまんなか社会の実現

本市は、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年（2023年）8月21日に「こどもまんなか応援サポーター」として、更なる子どもにやさしいまちの実現に向けた取組を進めることを宣言しました。

子ども施策の推進にあたっては、こども基本法や宝塚市子ども条例等も踏まえながら取組を進めるとともに、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組を社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」の実現を図っていきます。

「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

<「こども基本法」に掲げられるこども施策の基本理念>

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

<「宝塚市子ども条例」前文>

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。性別、国籍、障害（がい）などにかかわらず、子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ること

も大切です。

しかしながら、少子化、核家族化、地域連帯の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。

このような状況の下、私たちは、日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約を尊重し、豊かな山なみ等恵まれた自然があり、歴史及び文化の息づく宝塚のまちで、社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

(2) 時代にふさわしい行財政経営の推進

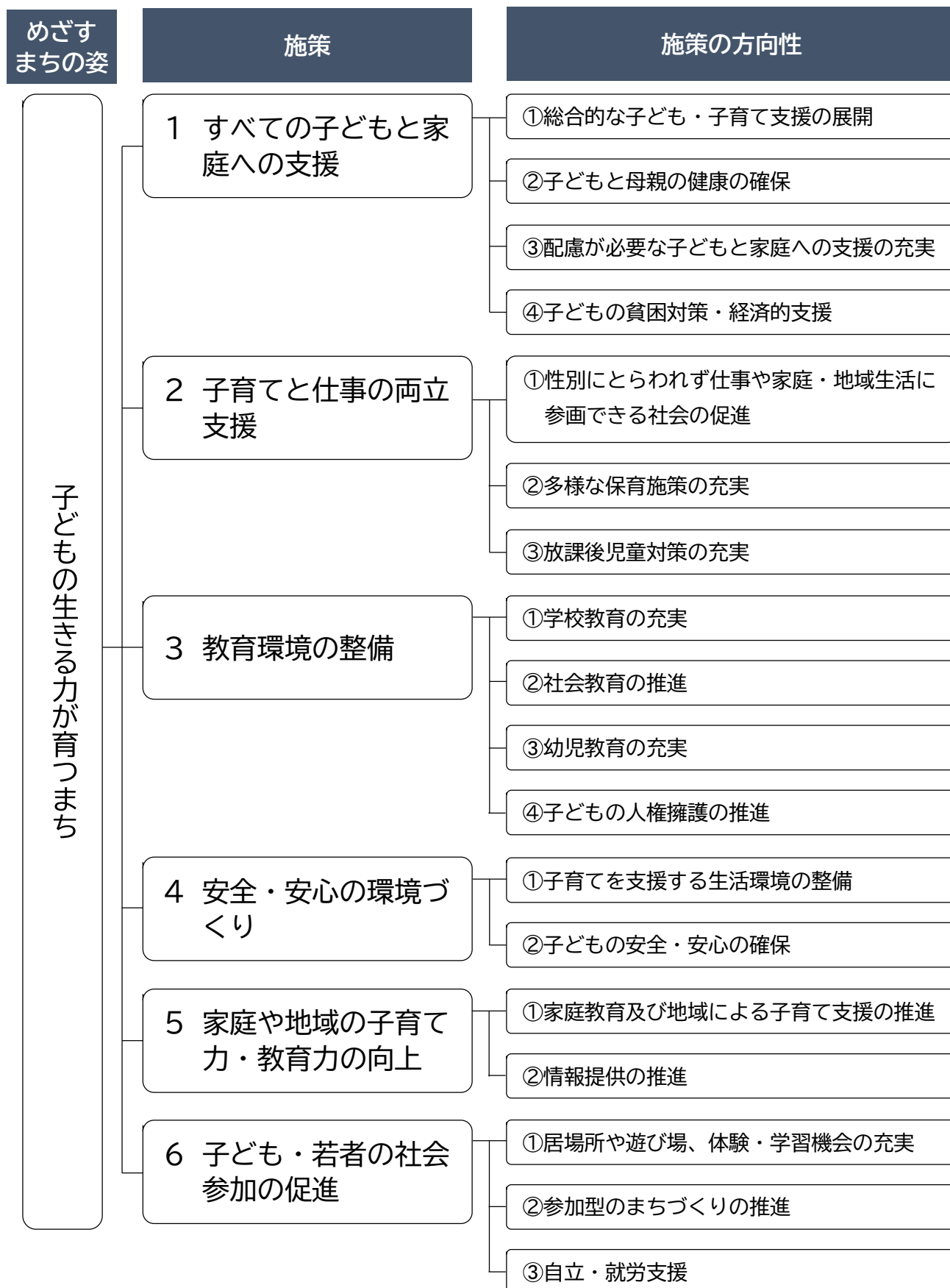
人口減少や少子高齢化などにより、本市を取り巻く環境は急激に変化していくことが予想されており、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現が急務となっています。

こうした中、子ども施策の推進においても、令和3年（2021年）7月に策定した宝塚市行財政経営方針に則り、多様な主体と連携・協力行動する職員の育成や協働・共創による価値の創造、データ整備・データ分析のための基盤整備（EBPMの推進）、オンラインで手続きができる仕組みの構築、経営資源の適正配分などを共通の視点として意識しながら各取組を進めます。

【宝塚市行財政経営方針の概要版】

宝塚市行財政経営方針		令和3年（2021年）7月策定	概要版
市民の暮らし方、働き方、そして人々の価値観までもが大きく変化する中、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造し、総合計画を着実に推進していくために、新たな行財政経営方針を策定します。 これまでの延長線での発想や行動にとらわれず、人々の暮らしをあらゆる面でより良い方向に変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現に向けて、行財政経営の仕組みや業務の進め方を変革するとともに、社会の変化や課題に的確に対応できる組織を目指します。また、協働をさらに推進し、活動・活躍できる場をつくり、まちへの愛着や誇りを育むことによって、多くの人が、住みやすい、住み続けたい、関わりたいまちを目指します。			
【方針1】 多様な主体との協働・共創 地域社会で人々の暮らしを支える機能が低下する中、自治体は市民や市民団体・民間事業者など多様な主体が協力し合う場を設ける役割を担い、市民や多様な主体とともにまちづくりを進めていくことが重要です。 地域ごとのまちづくり計画を協働により進めています。また、将来のありたい姿を市民や多様な主体と共有・共感し、様々な人々を巻き付け、地域とのかかわりを深めていくことで、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を共創していきます。	主な推進項目 ・情報共有の推進 ・市民や多様な主体との協力関係の構築 ・市民や多様な主体との協働・共創による価値の創造	【方針3】 限られる経営資源の適正配分 市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していくためには、アータなどの根拠に基づき、将来に成果を生み出す事業や分野に対して、限られる経営資源を適正に配分することが不可欠です。 市が実施する施策や事業は成果を重視し、豊かさの実感に向けてどのような成果につながったのか、説明責任を果たし、市民や多様な主体からの信頼確保に努めています。 これらの実現に向けて、根拠に基づく政策立案の推進やPDCAリサイクルの強化により、施策や事業のマネジメントを適切に行います。	主な推進項目 ・PDCAサイクルの強化 ・ロジックモデルの活用やEBPMの構築 ・特に成果を生み出す事業や分野への経営資源の適正配分 ・財政の持続可能性による課題の可視化 ・協働や事業の成果の可視化 ・公共施設マネジメントの推進
【方針2】 時代の変化に適応し続けるための基盤づくり 【方針2-1】 財政基盤 財政規律を明示し、健全で持続可能な財政運営の実現と、災害などの不測の事態や様々な財政課題に対応できる財政基盤を構築します。 財源不足の解消を目的とした減量型の行財政改革の限界を踏まえ、新しい技術や手法の活用、民間との連携などにより、限られる財源で成果を最大化する価値創造型の行財政経営へと転換していきます。 【方針2-2】 組織基盤 DXの推進に必要な知識と意欲を身につけ、未来の市民の暮らしにいかに関与していくのかを考え、課題を発見し、行動する職員を育成します。 また、社会の変化や課題に的確に対応できる組織とするため、部署を跨ぐような課題には必要に応じて柔軟に組織を見直すなど、機能的で連携のとれた体制の整備を進めます。 【方針2-3】 デジタル・データ基盤 IT的・利便性の高い行政手続きを実現するなど、日々の暮らしにおいて豊かさを実感できる行政サービスを創出し、デジタル化を推進します。 デジタル技術を活用し、職員の仕事をヒトでしかできない業務へと移行し、前例にとらわれず、データなどの根拠に基づく政策立案を進めるため、情報セキュリティ対策を講じるとともに、ICTの利用が困難な方への配慮にも努めながら、デジタル・データの整備及びデータ分析のための基盤を構築します。	主な推進項目 ・確据に基づく財政運営 ・市税をばしめとする価値の適正な管理 ・使用料や手数料など受益者負担の適正化 ・新たな収入の確保 ・特別会計・地方公営企業・外部団体などの健全化 ・機能的で連携のとれた業務執行体制の整備 ・外部人材をきめた人材の最大活用 ・職員の意識改革の推進 ・ダイバーシティの推進 ・オンラインで手続きができる仕組みの構築 ・職員より能力を発揮できるICT環境の構築 ・データ整備・データ分析のための基盤構築 ・情報セキュリティ対策とICTの利用が困難な方への配慮	【方針4】 職員の働きがいの創出 大きく変化する時代においては、職員一人ひとりが、まちづくりのプロフェッショナルとして使命感を持つことが重要です。前例にとらわれず、自ら考え、自らを律し、自ら行動する職員を育成します。そして、市民や多様な主体と繋がり、各専門分野の力を取り入れ、テクノロジーによる便利なサービスと、ヒトならではの温かきあるサービスの融合により、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していきます。 また、様々な個性、知識や能力、職務経験などを持った職員一人ひとりがより能力を発揮し、納得、満足ある働き方ができるよう、取り組んでいます。	主な推進項目 ・働きがいの実感による生産性の向上 ・ヒトでしかできない業務への重点化 ・多様な主体と連携・協力し、行動する職員の育成
		【方針5】 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 人口減少、少子高齢化などを背景に、デジタル技術を活用して、ビジネスモデルを抜本的に変革し、新たな成長や競争力強化につなげるDXへの対応が企業を中心に求められています。一方、国はデジタル庁を創設し、デジタルの活用により、一人ひとりがニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指しています。 本市においては、国が目指す姿を実現するとともに、DXの本質である「変革」を重視し、これまでの延長線での発想や行動にとられない職員の育成や、時代の変化に対応できる組織づくりを進め、DXを推進します。	主な推進項目 ・行政サービスの変革 ・DXの推進に向けた職員意識の醸成 ・業務フローの整備や標準化の推進 ・市民視点（住民本位）での価値の追求

3. 施策体系



【主な事務事業】

事務事業名	事業概要
次世代育成支援行動計画等推進事業 【子ども政策課】	宝塚市こども計画「たからっ子「育み」プラン」について、宝塚市子ども審議会などの開催により進捗管理を行い、子ども施策を総合的かつ一体的に推進する。
子ども総合相談事業 【子ども総合相談課】	妊産婦、0歳から18歳までの子どもとその家庭から、子育て、子どもの発達、学校生活に関する事など、どこに相談していいかわからない悩みを幅広く受け止め、背景にある課題を専門的に分析、検討し、関係機関と連携して、適切な支援につなげる。
子ども家庭支援センター事業 【子ども家庭支援センター】	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての負担感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、地域において子育て親子の交流、子育てに関する相談・援助等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する。
児童館運営事業 【子ども家庭支援センター】	市内7ブロック毎に、地域の子どもの居場所や地域子育て支援拠点の施設として、地域児童館（子ども館）を運営する。また中学生、高校生等の居場所、地域児童館の統括機能を併せ持つ大型児童センターを運営する。
子育て支援コーディネート事業 【子ども家庭支援センター】	3層構造システムの第3層を担う全市域的な対応として、「子ども家庭支援センター」を核に、地域支援や子育て支援のための人的資源を有機的に結びつけ、全体の子育て支援策のマネジメントを展開する。

各課の自己
評価等によ
り進捗管理

※宝塚市では毎年度、自己評価として、事務事業評価表を作成し、市HP等で公表している。事務事業毎に活動指標や成果指標も設定している。
事務事業評価表の一部は、外部委員で組織する宝塚市行政評価委員会でも活用。